

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和5年6月29日（木曜日）		
開 会	午前9時56分	閉 会	午後1時58分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、平野真理子、 伊藤 幾子、上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	玉木 裕一、加嶋 辰史、吉野 恭介		
事務局職員	議事係長 谷島 孝子	調査係主任	萩原真智子
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総務部長 乾 秀樹 次長兼総務課長 一村 泰志          総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博          行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 宮崎 学          職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次          財産経営課長 濱岡 直樹 財産経営課課長補佐 中村 和範          資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克 固定資産税課長 中島 辰哉          市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子 次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 森山 武 危機管理課長 植田 孝二          危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 北村誠太郎</p> <p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 塩谷 範夫 企画推進部経営統括監 河井登志夫          政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 酒本 晶恵          秘書課長 中川 直人 秘書課課長補佐 太田 瑞穂          秘書課広報室長 松本 縁 文化交流課長 福山 博俊          文化交流課課長補佐 城市 索 情報政策課長 山根 俊彦          情報政策課課長補佐 松田 仁史</p>		

	<p><b>【市民生活部】</b></p> <p>市民生活部長 竹間 恭子 地域振興課長 山名 常裕                  地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 北村 貴子                  協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 西垣 拓二                  市民課長 西垣 隆司 市民課課長補佐 中島 泉</p> <p><b>【環境局】</b></p> <p>環境局長兼生活環境課長 山根康子郎 環境局次長兼環境保全課長 上田 光徳                  生活環境課課長補佐 古網 竜也</p> <p><b>【総合支所】</b></p> <p>国府町総合支所長 山川 泰成 国府町総合支所副支所長 川口 泰弘                  福部町総合支所長 平戸伊寿美 福部町総合支所副支所長 森 昌彦                  鹿野町総合支所長 岡本 幸子 鹿野町総合支所副支所長 小林 克己                  青谷町総合支所長 田中 隆志 青谷町総合支所副支所長 田中 陽一</p>
傍 聴 者	3人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時56分 開会

**【総務部・危機管理部】**

◆砂田典男委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆砂田典男委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程であります、まず、総務部・危機管理部の議案審査、報告、請願・陳情審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部の順に進めてまいります。よろしく願いいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず初めに、乾総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。改めまして、おはようございます。

（ ） おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日は議案の説明並びに審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。はじめに、マスコミ等で報道されております、マイナンバーについて国の動きと本市の状況についてご報告いたします。マイナンバー制度に関連するトラブルが連続して発生していることから、国はマイナンバー情報総点検本部を設置いたしました。本市では関係省庁からの情報を現在整理中であります。総点検本部では点検を始め今後の再発防止策、市民・国民への丁寧な説明のため情報整理中として、市としても整理中であります。この件については、全庁にわたる課題でありますので、整理した上で、臨んでまいりたいと考えており

ます。報告は以上であります。本日の総務企画委員会では、6月21日で議案説明をさせていただいた一般会計補正予算（第2号）をはじめ、5つの議案の審査をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 はい。

それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして、申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び議員の皆様をお願いいたします。

議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。失礼します。事業別概要書の15ページの上段でございます。消防署庁舎等整備事業費ですが、新たな消防施設の場所はどのあたりを検討されているのか、また、市内の消防署は点在してはいますが、どの程度まで整備が進んでいるのか教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。新たな消防署の場所ですが、鳥取西道路の浜村鹿野インターチェンジ付近でございます。このたびの気高消防署については、建築後44年が経過しており建て替えとなりました。ほかといたしましては、鳥取消防署の吉方出張所、国府分遣所は43年が経過しておりますし、気高消防署青谷出張所と湖山消防署についても、築年数は今わかりませんが、老朽化が進んでおります。建て替えについては、東部広域が検討しておりますが、まずは気高消防署から、次の候補としては、吉方出張所と国府分遣所であります。以上です。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりましたけど、今言われなかった所については整備が済んでいるということでしょうか。東部広域は広いですけど、鳥取市の行政エリアにある消防署、用瀬は済んでますが、八頭なんかはどうでしょうか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。八頭につきましては、建設年度は今手元になくて分かりませんが整備済でございます。

○森山武危機管理部長 委員長。

◆砂田典男委員長 森山部長。

○森山武危機管理部長 はい。危機管理課、森山でございます。補足させていただきますと、消防署の整備については、東部広域のほうで精査し決定しております。老朽化してきたものを順番に整備しておりまして、鳥取エリアでは東町、八頭、用瀬と計画的に行ってまいりました。

鳥取市内で整備がまだのところにつきましては、計画的に東部広域が更新していきます。ですので、東部広域の方針、計画にしたがって鳥取市も協力してやっていくこととしております。今後については、委員会の方に情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 関連して。吉方の出張所がかなり老朽化していて、吉方も整備対象にはなっているんだけど、建て替えるとなると、業務は通常通り続けながら付近の土地に建てるのか、新たな土地を確保して建てるのか。付近の市有地があるのかどうか、今からでも計画的に用地確保はしておかないとあかんのではと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。私も、この消防署の庁舎等整備事業費についてなんですけど、先ほど、浜村鹿野インターチェンジ付近に敷地をって言われたんですけども、この場所を選ぶに当たって、東部広域とどういったような相談をされて場所を選定されるのか、まず、その点教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。場所の選定につきましては、幾つか求められる機能ですとか、場所的な配置のことがございます。まず、配置につきましては、現庁舎、これは、今、気高町の勝見というところ、県道郡家鹿野気高線という、ちょっと浜村駅の西側の踏切から、山のほうに真っすぐ行って、上がっていったほうの途中にあるところが、今の現在地なんですけど、はい。消防庁舎の管内の位置が、現状では、おおむね適正な配置になってることですとか、西道路の開通によりまして、気高消防署が吉岡温泉方面への出動を担うとというようなことなどもございまして、インターチェンジ、現在よりインターチェンジと離れると、出動にも少し遅れが出てきたりするというようなことから、現在の消防署の庁舎の付近で、なおかつインターに近い側というようなことで検討をしておるところでございます。

また、新たに建てるということで、整備するということで、今までになかった、現在の消防署になかった機能を併せ持てるような場所にしたいというようなこともございまして、例えば、1つには、ドクターヘリの離着陸場が確保できるような場所や土地ですとか、こう大規模災害が、今、全国的にも多発しておりますので、鳥取県東部圏域の、特に西側方面の防災活動の拠点として機能できるような場所や広さの敷地を整備したいというような東部広域のお考えがあって、そういうようなことも考えながら選定をしようとしておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 それでは、今現在、気高のほうにある消防署の敷地と、今回新たに造ろうとしてるとこの敷地の面積ですよね、これ、違いはありますか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。現在の気高消防署の敷地の面

積でございますが、現在の敷地面積は1,957平方、細かく言いますと、1,957.43平方メートルでございます。新たに取得する場合、先ほど申しましたような機能を持たせようと考えますと、想定では、3,000平方メートル以上の敷地を取得して整備したいと考えておられるので、それに沿ったような土地を取得していくようにしたいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。今回提案をされているこの補正予算っていうのは、その3,000平米以上の、ここがいいなあという土地、場所を決めて、そこを測量したり、あと、その造成のための設計業務を行うということでもいいですか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。はい。伊藤委員さんおっしゃるような内容での業務を、補正予算として上げさせていただいております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 じゃあ、ちょっと最後に、この測量に係る費用と、設計業務に係る費用それぞれ教えていただきたいのと、あと、スケジュール的にどうなるのかっていうのを教えてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。まず、スケジュールのほうから先に申します。令和5年度に取得する土地を、先方と合意ができるかというようなところがございしますが、そこまで持っていきまして、その取得する土地の測量設計を、本年度中にしたいと考えておるところでございます。来年度につきましては、その設計に基づいて造成ですとか、具体的な土地の取得手続を進めていって、令和7年度に、その庁舎、消防庁舎の工事、建設工事を進めていくというようなことで、大まかなスケジュールを組んどるところでございます。なお、消防庁舎のほうは、東部広域のほうで、工事は実施するということでございます。

金額については、少々お待ちいただけますか。委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 申し訳ございません。ちょっと、金額については、いましばらくお待ちいただいてよろしいでしょうか。

◆伊藤幾子委員 後でいいです。

◆砂田典男委員長 はい。よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 ちょっと別件で。

◆砂田典男委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 生活困窮者食料配布事業費についてなんですけども、これが、一応8,820食ということで、こういう考え方ですよっていうのが書いてあるんですが、2月補正のときに、3,600食分の2月補正を上げたんですが、それとの関係でいうと、ちょっとこの数字をどんなふうに捉えたらいいのか聞かせてもらえますか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。生活困窮者の食料配布事業についての御質問にお答えいたします。2月補正で繰越明許させていただいた分の予算については、その3,600食の積算の根拠が、そのときの事業費としては、こども食堂が把握している、食事に困難を抱える子供がいる世帯ということで、おおむね60世帯を把握しておりましたので、そこに平均的な世帯人数でありますとか、日数を掛けまして、この3,600食という数字が出ております。

このたびは、この根拠の140世帯というのが、こども食堂とかに限定せずに、いわゆる生活困窮者全体の方ということで、これは、なかなかちょっと把握が難しいんですが、昨年度のフードサポート事業で、食料支援をさせていただいた1年間の件数が140件、140世帯でしたので、これをベースにして考えようということで、今回の積算になっております。

ですので、繰り返して申しますけども、以前のものは、こども食堂が把握している子供のいる世帯、今回は、もう少し幅を広げて、困窮者全体で御相談に対応させていただいてる世帯にお配りしようというふうに考えているということになります。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。本当に電気代も上がって、本当にますます生活するんが大変な人たちが増えてくるんじゃないかなとは思ってますので、私、この事業は、本当に大事な必要な事業だと思ってるので、その配布する、渡す中身ですよ、いろいろとやっぱり工夫していただいて、本当に栄養的にも、日もち的にも、使いやすいものを選んでいただけたらなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。今に関連してなんですけど、言われてたように、多分、この家庭を抽出するのって、すごく難しいなって思うんですけど、実際、ほかの部署と情報共有だったり、名簿の共有じゃないですけど、抽出するために、ほかの部署との情報共有なんかはされてますでしょうか。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。議員おっしゃられましたように、対象者を、例えば、所得のようなもので線を引いて、対象者をリストアップするという事業ではございませんので、本当に難しい状況があるんですが、中央人権福祉センターだけではなくって、ほかの支援窓口を持っている担当課さんから御紹介いただくケースもありまして、特に、とりわけ困難な方のケース検討を行う、重層的支援体制整備事業の中の相談支援包括化推進会議を設置しておりまして、各課で抱えていて、非常に関係機関で連携を取らないといけないケースは、そこに上がってくるようになっておりまして、そこで把握したケースの世帯で、必要な世帯があれば、そこに配布させていただくというふうな連携の仕方をしております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 もう重々、多分承知だと思うんですけど、ぱっと140って見たときに、多分ちょっと少ないかなと、僕の場合としてあって、だからこう、プライバシーのこともあるので、特にそういう世帯ってちょっと嫌がる家庭も結構多いってところもあって、非常に難しいと思うんですけども、なるべく、数多く出しても、これは世の中の同意も得られる事業だと思うので、より1件でも多く見つけ出してじゃないですけど、何かこうできるようにしていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

◆岡田 実委員 いいですか、はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。岡田でございます。先ほどの生活困窮者食料配布事業費に、また関連してでございます。今回この8,820食っていうことで見積りはしてる場所なんですけども、こういったレトルト食品等を購入する、購入先ですね、どのようにそこを選定されていってるかっていうところを教えていただけたらと思います。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。今回かなり食数が多いものですから、そこをちょっと、今、どういう購入の仕方をするか検討してるんですが、一度に一括購入すると、その期間が、もう一定期間で終わってしまいますので、1年度間もたない可能性がありますので、少しずつ分割をして、日にちが、年度通じてずっともつような形、あるいは、実施しながら、要望にお応えできるような形で購入する、内容も少しずつ変えるとか、そういった工夫をしたいと思いますので、そういった一定保存が利く食品を預かってる数者から、見積りもいただきながら選定をして、今申し上げたような、期間とか中身のことも加味しながら決定していきたいというふうに考えております。以上です。

◆岡田 実委員 はい。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。今、数者のほうに見積りをいただきながらっていうふうなお答えをいただいたところなんですけども、やはり、このコロナ克服っていうところでいけば、その業者さんのほうも、なかなか今回のこの受注を受けることによって、恩恵を得る場面もあると思いますので、固まれば固まるほど、ちょっとよくないのかなと思います。なので、できるだけ多くのその業者さんのほうに受注をするような機会を持っていただけるような流れのほうが、より時代に合っているんじゃないのかなと思います。

続いて、重ねての質問なんですけども、この対象となる世帯に対してのアプローチというのは、具体的にどのようにされてるかって、ちょっとイメージが、私自身だけが分かってないのかも分からないんですけども、今のこの140世帯としたときになんですけども、どんな形で、御自宅のほうに配布しますよとか、今回、7日間配布されるようなこともあると思いますので、

それが一気に7日なのか、あるいは、こう分けていくのかというふうな、もう少しその具体的なイメージがもし分かればと思いますし、それから、それを配布する方っていうのは、その受注を受けた業者さんが配布されるのか、いきなり持って行っても、受け止める側のほうの体制もあったりもするので、これまでのことも含めてと思うんですけども、どんなイメージかを教えていただけたらと思います。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 委員長。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。はい。まず、配布方法につきましては、ここは、この取組のちょっと弱いところでもありますけども、基本的には、いずれかの支援窓口につながって、こちらが把握できた方ということに、どうしてもなってしまいます。先ほども少しお話ししましたが、中央人権福祉センターのみならず、ほかの支援機関で、そういう食事に困難を抱えるような世帯があれば、中央人権のほうに御連絡いただいて、なおかつ、御本人から、中央人権福祉センター内のパーソナルサポートセンターの相談支援員が、困り状況をしっかりと、お話を聴かせていただきまして、その上で、本当にその食料の支援が必要なのか、あるいは必要であれば、何日分程度必要なのか、例えば、次の支援につながるまでの期間、1週間なら1週間につながるのであれば1週間分、ケースによっては、もう少し困難な状況があって、1週間では足りないなというケースがあれば、そこは柔軟に対応したいというふうに考えておりますので、基本的には、御本人が中央人権福祉センターに来ていただいた際にお渡しする、あるいは、それがちょっと難しいなという御家庭でしたら、相談支援員や中央人権福祉センターの職員のほうがお届けするというケースもないことはないです。そういった対応をさせていただきます。

日数の件、先ほど申し上げましたように、7日っていうふうな積算ではありますけども、そこは柔軟に対応したいと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございました。続いて、また質問なんですけれども、今度は、一般事務費のほうなんですけども、事業別概要では、13ページの上段のほうにあります。説明のときに、私が理解できなかったかと思うんですけども、ここの源泉徴収漏れの指摘があったことによって、その個人事業主のほうから、その源泉徴収の相当額分を返金をいただいた、それを財源として、税務署のほうに納めていくっていうふうな流れだったと思うんですけども、ここの中で、その追加の徴収源泉所得税っていうものが251万ということで、この251万が諸収入のほうで、個人事業主のほうから頂く額になっておりまして、そのほか、不納付加算税と、それから延滞税がそれぞれあるわけなんですけども、ここの予算の見方でいくと、一般財源のほうから支出してるような形に、これは見えるものでございます。そこでなんですけども、この税務署に納めるためのその不納付加算税と延滞税っていうものについては、市のほうが持つといいますか、そんな意味合いで捉えてよろしいでしょうか。

○入江卓司職員課長 委員長。

◆砂田典男委員長 入江課長。



○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。岡田委員さんに御質問いただきました不納付加算税と延滞税につきまして、御回答というか、答弁させていただきます。不納付加算税っていいのですが、納めてなかったということに対する、要はペナルティーになります。所得税当たり10%の不納付加算税。それから、延滞税につきましても、要は、納期限を守れてなかったということで、法定の納期限から払った日数計算で延滞税が課されるものですので、こちらにつきましては、市の負担ということで、一般財源のほうで措置をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 参考までに教えてください。この事業別概要の15ページの下段に、消防ポンプ格納庫等維持管理費が補正予算が上がっておるんですけど、これは、シャッターが破損したってということで、それはそれでいいんですけども、その格納庫っていうのは、全体でどれぐらいの数があるんですか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 危機管理課、植田でございます。今、調べますので、少々お待ちいただけますでしょうか。

◆砂田典男委員長 はい、長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 なら、調べてください。それで、ふと思ったのは、消防ポンプ車イコール格納庫ですよ。違いますか。そこらはどうですか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。おっしゃるように、消防ポンプ車、厳密に言えば、積載車というカテゴリーのものもございますが、それぞれの台数イコール格納庫でございます。あと、小型ポンプ、動力ポンプというものもございますが、そういった格納庫もございます。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 この消防ポンプ自動車の格納庫っていうのは、全て鳥取市の財産という理解でいいですね。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。消防ポンプ自動車の格納庫は、鳥取市が整備する、鳥取市の所有というところになります。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、この消防ポンプ自動車の格納庫っていうのは、耐震の関係についてはどうなんですか。例えば、地震が起きて、最初に格納庫が損害を受けるようなことじゃあ、いけないと思うんですよ。耐震の関係はどうなってるんですか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 危機管理課、植田でございます。はい。格納庫の中には、古い格納庫でございますので、いわゆる新耐震の基準以前に建てられたものは、診断まではしておりませんが、それ以前に建てられたものは、満たされていないのではないかと考えております。それ以降に、新耐震の基準以降に整備したのものについては、耐震基準を満たしているというようなところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 じゃあ、耐震基準を満たしていない消防ポンプ自動車の格納庫については、何か年次計画とか、そういった計画をもって、順次、財政的なこともあるでしょうから、順次計画的に、耐震を満たす工事をしていくという考え方でいいですか。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。副委員長おっしゃりますように、古い、耐震基準を満たしていないということは、古いとも言えるのですが、そういった格納庫については、順次、年次的にといいますか、計画的に整備をしていっておるところでございます。以上です。

◆長坂則翁副委員長 はい。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。伊藤委員さんお尋ねの測量設計の額について、お答えいたします。入札の件もありますので、あまり細かい額は、ちょっと申せませんが、おおむね測量について、約470万円程度、設計の部分について、約600万円程度を見込んでおるものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されるものと決定しました。

議案第68号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆砂田典男委員長 次に、議案第68号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第68号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部の改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されるものと決定しました。

議案第75号財産の取得について（質疑・討論・採決）

- ◆砂田典男委員長 次に、議案第75号財産の取得についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第75号財産の取得についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号財産の無償貸付けについて（質疑・討論・採決）

- ◆砂田典男委員長 次に、議案第78号財産の無償貸付けについての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

- ◆上杉栄一委員 委員長。

- ◆砂田典男委員長 上杉委員。

- ◆上杉栄一委員 この案件は、いわゆる尚徳町の旧市庁舎の跡地に、鳥取地震の犠牲者の慰霊碑を建立するための議案でありますけれども、ここに建立することについて、私は、よかったかなというふうに個人的には思ってるんですけども、これで、いわゆる無償貸付け10年で、また10年後には、また新たな契約ということなんですけれども、相手先が、記念碑建立をめざす会という、会長さんの名前があると。そうすると、例えば10年後に、これをそれこそ、いわゆる、引き続きまた契約しなあかん話になるんですけども、その場合に、例えば、今、尾崎放哉

の句碑が、市内に100か所以上してありますね。あれも、どういう、その経過は別として、恐らく市有地であったり、あるいは市道の一部であったり、そういったところに建立してるんですけども、その尾崎放哉の場合の、その契約、いわゆる無償貸付けになるのか、ちょっと、これ、分からんだけれども、いわゆる使用、無償の使用、貸付けになるのか使用になるのか、ちょっと分からんですけども、この場合に、無償貸付けの場合に、10年の経過を経て、次の貸付けの場合に、相手がいないというような場合に、これは行政としては、どういう対応を取られますか。そのことをちょっと確認したいんです。

○濱岡直樹財産経営課長 委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産経営課、濱岡です。上杉委員のほうから、10年というのがありましたけど、本土地につきましては、緑地は、整備が終わりましたら、行政財産になろうかと思えますので、またその時点で改めて、貸付けじゃなくて、行政財産の使用許可という形を取ろうかと思っております。それが、一、二年後になるのかなと思えますけども、またそこで改めて相手方と話をしまして、新たな使用許可を行うということになります。また、その期間につきましても、その都度その都度についてですけども、相手方と、管理もしていただかないといけませんので、常に連携、連絡は取っていかうかと思っております。その中で、会の存廃とか、そういう話になりましたら、またそのときに協議をさせていただこうかと思えますけども、基本的には、今の段階では、相手方も、将来的にも管理のほうはしてくださいということで、今回の使用貸付けを行うという形は取っております。よろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 分かりましたけれども、私の地元の町内会館も、鳥取市の土地に会館を建てて、10年契約で、無償で貸付けをさせてもらってるんですけども、今改めて、いわゆる行政財産になった場合には、使用許可という格好だけれども、これも、やはり10年という区切りがあるのか、それとも、もうずっと使用許可になれば、相手方にその10年というスパンではなくして、そのまま貸付けできるのかどうなのか。というのが、さっきの尾崎放哉の話が、元に戻るんですけども、あれは今、だから、建立をするような会という、言ってみれば、任意団体みたいな形で活動されたんですけども、今その活動があるのか、まだ10年たってないと思うんで、10年たった場合に、これとの契約はどういう話になりますか。そのことをちょっと、参考までにちょっと教えてやってください、分かれば。

○濱岡直樹財産経営課長 委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産経営課、濱岡です。尾崎放哉の件ですけど、恐らく、財産経営課のほうで行っているものではないですので、ちょっとその会のほうが、今どういう状況かってことは、今ちょっと把握できておりません。申し訳ございません。よろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 参考までに、その所管課、どこですか。道路課とか。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。文化交流課になります。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 所管課は文化交流課だけでも、句碑が建ってるところは、いわゆる財産経営課の所管する場じゃないの。具体的な場所を挙げれば、うちの近所だったら、文化センターの敷地内に、これが建ってるわけなんだがな。だから、これは、いわゆる財産経営課の所管になるんじゃないかなというふうに、単純には思うんだけども。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 すみません、財産経営課、濱岡です。すみません。中心になって動いていただいたのが今の文化交流課ですけど、委員さんおっしゃるとおり、所管のそれぞれの場所で許可を出してるものでございます。申し訳ございません。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 だから、監督課は、要するに、財産経営課が監督課になるんじゃないですかということなんだが。交渉はそこであったかしらん、窓口はね。窓口はそうなんかもしらんけれども、今後10年、20年後でのその交渉相手っていうのは、文化交流課でなくて、財産経営課がする話なんでしょ。違いますか。

○濱岡直樹財産経営課長 委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 財産の所有、総括は財産経営課になるとは思いますけれども、現在、使用許可を出してるのは、それぞれの施設を管理してます所管課になりますので、当然関わってはまいりますけども、まず第一は、その所管課の判断ということになるかと思えます。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 じゃあ、元に戻して、ここの記念碑ですけども、これは危機管理課が、ずっと担当になるわけですね。確認です。

○濱岡直樹財産経営課長 委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。今現在、普通財産になっておりますので、属さないということで、財産経営課が担当しております。これから設管条例等をつくりまして、所管課を決まりましたら、基本的には、その所管課が対応していくことになるかと考えております。以上です。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 そうなってくると、今後10年たって、新たな契約更新の場合には、その所管課が交渉するという話ですけども、その団体がなくなった場合には、じゃあどうするんかという話ですわ、そのこと。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。先ほども申しましたけど、現在では、将来的にも管理してくださいと言っておりますけども、そういうことが、ないとは言えませんので、早めに情報をキャッチいたしまして、どうしていくかというのは、検討していかないといけないかと思います。ただ、一度設置しているものを撤去するのがいいのかどうかということも含めまして、検討していきたいと考えております。ちょっと将来的なことは、まだ、今後検討ということによろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 いずれにしても、こういった公的なところでです。公的な、言ってみれば、私碑、私的な、それこそ記念碑じゃないわけですから、将来的に、もうそういうことになれば、鳥取市が受けざるを得んのかなっていうふうに思いますんで、いわゆる所有者がないから、すぐ撤去するという話には多分ならんと思うんで、その辺りのことだけは、やっぱり鳥取市としては、しっかり考えてやってください。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 乾部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。総務部長、乾でございます。今、上杉委員の懸念しておられるのは、いろんなその所管の土地にいろんなものがあって、許可があったり、貸付けがあったりということについて、将来、その借受け主体が不明になったときに、一体どうするのかというような、大きな話だろうと思います。それは、どこが所管で、その所管ごとによって対応がまちまちであったり、考え方がまちまちだったりするのは、鳥取市としておかしいのではないかということもあろうかと思えます。それについては、やはり鳥取市として、全庁的に、そういった許可なり、貸付けなりをした場合に、将来的にそういうことが起こり得た場合に、どういう対応をするのかというのは、1つ、統一的に整理した考え方を持って対応すべきだろうと思いますので、それはやっぱり、総務部が考え方を示すべきだろうと考えておりますので、そのように、やっぱり全庁的に、そういったことを示して対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。いいですか。柳委員。

◆柳 大地委員 はい。私のほうからも重ねてになるんですけど、今、更新だったりという話もあったと思うんですけど、僕も一応、前提としては、この公園の趣旨を考えると、慰霊碑が建つのは、妥当かなとは思いますが、僕も一応、慰霊碑を置くと、簡単に撤去するっていうようなものじゃないと思う、半恒久的じゃないんですけど、ただ、実際置く場所考えたときに、今後の市民会館の在り方とか、その文化施設全体の在り方とかもあると思うんで、更新と撤去、あと移動に関して、事前にきちんと取決めしておいたほうが、恐らくこの市民会館、逆に公園のほうが、多分、恒久的な扱い方では今のところないと思うので、移動に関して、先に取決めをつくっておいたほうが、もめごとにならないっていうか、お互い気持ちよく、お互いのためを思いながら、運営できるかなと思いますので、そこも検討に入れていただきたいと思います。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。現在の契約書といたしますのが、そんな

ると普通財産として貸付契約ですので、期間を定めております。この期間の途中で撤去ということになりますと、費用負担は当市のほうになるのかなと思っております。行政財産が定まりましたら、行政財産となりまして、今度、使用許可という形になります。ただ、使用許可になりますと、基本的には、市のほうの状況に応じまして、許可を取り消すということもないことでもないかと思えます。基本的には、そのときには、設置者のほうで負担していただくんですけども、その件につきましては、また、先ほどもありましたけども、検討していきたいと思えます。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第78号財産の無償貸付けについてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員とみなし、本案は可決すべきものと決定しました。

議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第87号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定しました。

○植田孝二危機管理課長 委員長。失礼します。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 危機管理課、植田でございます。議案第65号の一般会計補正予算の審査の中で、長坂副委員長のほうからお尋ねいただいたことについて、遅くなりましたけど、お答えさせていただきます。鳥取市における消防ポンプ自動車の格納庫の数でございますが、51か所でございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 はい。ありがとうございます。

請願審査は、委員のみで質疑、討論、採決を行います。執行部の皆様は、御退室ください。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございます。

令和5年請願第5号女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、引き続いて、請願審査に入ります。

令和5年請願第5号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様からの質疑、御意見等はございますか。

◆岡田 実委員 委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 質疑という形になりますが、今回のこの女性差別撤廃条約選択議定書というところの批准っていうところなんですけども、ちょっと私もこの請願を受けまして、いろいろこう調べてみたりしたときになんですが、批准っていうものはどういうものなんだろうかと見たときに、国際人権条約を守ってもらうために3つの制度がありまして、1つとすると、報告制度、これは、条約を批准した国が、国際機関のほうに報告をする内容。2つとすると、国家間の通報制度、これは、ある国が他国の人権侵害などを、国際機関のほうに訴える制度。3つ目とすると、個人通報制度ということで、これは、人権侵害を受けた個人が国を相手に訴える制度というふうな形で見ました。

さらに、この国際人権条約につきましては、女性差別撤廃条約のほかに、例えば、障害者権利条約であったりとか、あとは、自由権規約であったりとか、様々なその国際人権条約に関する条項があって、それらが、どうも日本の中では、全て批准、さっき言った3つの制度っていうものに批准していないということで、ということは、女性差別の撤廃条約以外も、日本という国は批准していないというのを見るのが、そうだろうというふうに見ていました。

そこで質問なんですけど、今回のこの請願については、あえて女性差別撤廃条約に関する批准ということだけを、政府に対して、政府といいますか、上げていきたいのかっていうところ、ほかのものについての考えというのが、もしあればなんですけども、お願いいたします。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 今回、この請願の審査なので、この請願者は、この女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准ということで求められてますので、それだけを考えれば、私はいいいと思います。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、御意見はございますか。岡田委員。

◆岡田 実委員 意見といいますか、非常に悩むところでありまして、もし、この女性差別の撤廃条約だけを考えるという部分も、確かにそうだろうと、本当に不当に差別を受けたりするような場面は、批准に基づいて通報などもできるようなものにやっつけていけばいいということも



あるんですが、この日本という国の全体の批准に対する考え方っていうところを抜きにした中で、この女性差別撤廃条約というものに対しての請願というところが、本当にこれがいいのかどうなのかというところが悩ましくて、丸もバツも、ぶっちゃけのところなんですけども、出せない状況と申しますか、非常に悩んでおります。このことについて、またいろいろ、今、質問になってるんですかね、すみません。というところでございます。ひとまずです、はい。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 女性差別撤廃条約については、我が国は、もちろん批准してるわけなんだけれども、この選択議定書について、この辺りで、国が逡巡してるっていうか、今は進んではおるんですけども、いわゆる司法制度や立法政策との関連で、言ってみれば、最高裁判決と異なる見解が出るような場合には、それこそ個人通報で、女性差別撤廃委員会か、そちらのほうに通報して審査されて、最高裁判決とはまた別のそういった、が出る場合もあるわけで、そうなってくると、根幹である我が国の司法制度、立法制度というものが揺るぎかねないというようなこともあるんですけども、国のメンツみたいな話も1つはあるだろうというふうには私は思っております。

政府与党については、これについては、早期締結に向けての引き続き検討を進めるということ、基本的には、そういった考えです、あるのはあるんです。ですから、私は、個人的には、これは採択してもいいのかなっていうふうには思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。先ほど、上杉委員のほうから、日本国内で、例えば最高裁だとかの判決との違いみたいなものが出た場合みたいなようなことも言われましたけど、この個人通報制度を使って、条約機関がね、それに対して、例えばですよ、日本の国内と違う考え方を示したとしても、それは、法的な拘束力は基本ないんですよ。ないんですけども、国際的にね、やっぱり日本は遅れてるとか、そういった印象を与えたりとか、そういうことは私はあると思うんですよ。大体こういう、世界的に見て、この間出ましたよね、ジェンダー・ギャップ指数っていうのがね。本当に日本って低いんですよ。だから、やっぱり私は、そういう世界の流れとか、世界情勢見たときに、やはり日本が、この選択議定書をやっぱり批准するっていうことは、本当にそのジェンダー・ギャップ指数を上げていく上でも、本当に必要なことだと思うし、今、国のほうが考えているということであるなら、なおさら、私は意見書としてね、本当に上げていただきたいなと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か御意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論はございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。私は、この請願に対しては、賛成の立場で討論行います。この女性差別撤廃条約については、今年、2023年、今現在、大体189か国が批准してると言われています。でも、そのうちに、この選択議定書、これに批准をしているのが115か国で、全部ではありません

せん。そのうちの1つが日本なんですけれども、この選択議定書というのは、これが批准されれば、先ほどあったように、個人通報制度というものが利用できるわけです。これは、条約機関が、その通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、その見解は、法的な拘束力は持つものではないんですけれども、国際的にも国内的にも、その影響は小さくないと考えます。ジェンダー・ギャップ指数が本当に日本は低いですので、やはりそれを進めていく上でも、この請願は、ぜひとも採択していただきまして、国に意見書を上げていくべきことだと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、令和5年請願第5号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出を求める請願を採決します。本請願の採決に、採択に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本請願は採択することに決定されました。

なお、本請願は、意見書の提出を求める請願ですので、委員会提出議案として意見書を提出することになります。意見書が請願者から提出されていますが、文案、提出先等について、御意見はありますか。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 正式に委員会で提出ってということになると、それは参考にするんだけど、やはり委員会として、これは作っていただきたいので、正副委員長と、それから事務局のほうで文案をお願いしたいと思います。

◆砂田典男委員長 はい。それでは、意見書は、正副委員長と事務局のほうで作成いたしますので、後ほど、委員の皆様には確認させていただきたいと思います。

令和5年請願第6号一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出を求める請願（質疑）

◆砂田典男委員長 続きまして、令和5年請願第6号一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出を求める請願についてを、委員の皆様への質疑、御意見等はございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 請願内容の文章の中にですね、下段のほうに、国民の判断という点ではという文言があるんだけど、世論調査で、約7割が選択的夫婦別姓制度を賛成ということに、文言があるんですわ。それで、一方では、前回、その提案者から頂いた文章、資料の中にあるんですけれども、その中には、いわゆる夫婦同姓制度を維持するという項目と、旧姓の通称使用の法制度を設ける項目、そして、また、題であります、選択的夫婦別姓制度の導入という、この3項目があって、世論調査でいう、約7割の選択的夫婦別姓制度に賛成っていうのが、これでは見えただけでもね。これは、請願者に聞いてみなあかんのやけども。だから、どういう根

拠で、この7割が選択的夫婦別姓制度に賛成してるということについては、この文章からは、ちょっと私は理解ができませんと、まず、ということです。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。それについては、請願者から出された資料には、内閣府の調査の分と、あと、その裏には、早稲田大など7,000人調査っていうね、それに7割が賛成っていうふうに書いてあるんですけど、私はそれかなと思ったりもしました。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 その早稲田大学から出てる7割っていう、それは数字で7割がっていうことだけでも、その根拠が、何%で何人あってっていうことが示されてない。令和4年4月に、法務省の民事局の場合は、かなり細かい調査までやられて、頂いたのは、その一部なわけなんだけれども、どちらを信用するかという話になっちゃうんだけど、そうはいつでも、その内閣府で世論調査したものと、早稲田大学で調査したものと、それこそ信憑性ということからすれば、それでもやっぱり、国のほうが信憑性が高いのかなあと。だから、私は、いわゆる内閣府の世論調査を基に作成した、この法務省の民事局、これのデータが、より正確なものだということになれば、先ほどお話のあったように、7割っていうのは、これ、どこで出てくるのかなというのが不思議でたまらないということです。それを前提にちょっと議論をさせてもらいたいというふうに思います。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 7割の根拠は何かちゅうことなんですけど、例えば、去年の8月かな、連合が、選択的夫婦別姓のアンケートを取ったら、容認派が64%とかっていう結果も出てるし、あと、その内閣府のこの調査については、今回資料でもらってるのが、令和4年4月ですかね、法務省の民事局がいろいろ取ってるんですけど、このときに、設問変えてるんですよ。これまでの聞き方と違う聞き方をしてるから、大体経年で、やっぱりこういうのって見ていったほうがいいはずなのに、聞き方変えてるっていうことで、国会でもヒアリングが行われたりしているものなので、私は、法務省の民事局のこの結果だけを、何ていうか、捉えてどうのこうのっていうものではないかなというふうには思います。

◆上杉栄一委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ここには、過去の世論調査の結果というのがあるんだけど、平成8年、13年、その折には、おっしゃるように、この夫婦、選択的夫婦別姓の制度のほうが、パーセンテージとしては多かった。ところが、最新の分になると、いわゆるその選択的夫婦別姓っていうのは、どちらかといったら減ってきてる。これが、その調査の内容、その項目のやり方によって変わったのかどうなのかっていうのはよく分からんだけど、その辺のことは、私、分かりませんが、例えば、国内の県議会等々で意見書を出されているんだけど、大阪府議会が、意見書としては、いわゆる令和元年に、選択的夫婦別姓についての意見書を出しておられるんだけど、令和4年に、これについては、実は、その当時出したんだけど、よく

これを調査・検討してみると、選択的夫婦別姓を望むっていう声は、そうたくさんないということで、いわゆる既存の法令の中で、どういうんか、さっきの2番目である、旧姓の通称使用の法制度を設ける、その意見書を改めて出しておられるわけなんですけどね。これは、ほかに高知県であったり、福島県だったかな、というようなところも、どちらかというところ、その選択的夫婦別姓の導入ではなくして、やはり旧姓の通称使用の法制度を設ける、そちらを出してくれと。それは何かというところ、やはり、現在のその法制度からすると、選択的夫婦別姓制度、何となく、私もこの、やはり通称使用等々で、女性の進出、社会参画の中で、それをつくることについては、もちろんそれを反対するものでもない、大いにそれは結構だけでも、それを担保する、やはり法的なそういった支えがないことには、ただやってしまって、ところが、やってしまったら、例えば相続であったり、あるいは、税金の控除であったり、そういったものが、今の戸籍制度からすると、大変厳しい状況になるわけなんですけどね。だから、法令を変えていかなければならないというふうになるわけですね。

だから、今私が頂いているこの資料からすれば、この選択的夫婦別姓制度の導入について、これが国民の世論の60%、70%というふうには考えられない。ですから、まだまだこれは、議論していかなければならない問題だというふうに思っております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 合併前の話になるんですけど、平成9年の12月に、当時の鹿野町議会が、選択的夫婦別姓と民法一部改正の早期実現を求める意見書っていうのを出しておられるんですよ。平成9年ですよ、平成9年。本当に何ていうか、進んだ議会だったんだなというふうに思いますけれども、3人の議員の方が発議をされて、全会一致でね、これを出しとられるんですよ。鹿野町は鳥取市になりました。さっき、大阪のことを、何かまた反対のこと出したっていうのを言われましたけど、私は、本当にこの平成9年のときに、鹿野町議会がされたっていうのを見つけまして、もうこれは心強い味方を得たような、そういうふうに思いました。やっぱり先ほど、いろいろ戸籍の問題だとか言われましたけれども、国民的に、どの割合がどうのこのうちう話もありましたけど、でも、実際問題、やっぱり今ね、本当に選択的夫婦別姓を望む方がいらっしゃるわけですよ、1人じゃないんですよ。男性の人だって、裁判起こしてるぐらいですからね。やっぱり私は、今、多様性だとか、そういうこと、一人一人認め合おうって言われてる現代社会の中で、本当にやっぱり、法的にね、どちらか一方の姓を名のらないといけないっていうような、そういうことではなくて、本当に生まれ持った名前を一生ちゃんと使って、不利益とか不平等とかがない社会にしていく必要があると思いますので、その点では、やっぱり選択的夫婦別姓の実現は必要なことだと思いますので、私は、本当にこれ、ぜひとも上げていただきたいなあと思います。

◆岡田 実委員 委員長

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。鹿野町、多大なお褒めをいただきまして、ありがとうございます。確かに、ちょっとその意見としてなんですけども、もともと自分の使っていた名字っていうものを、社会人になっても、また、結婚したときにおいても、使っていくっていうことについては、

これは、今の世の中の人っていうのは望んでる方も多くいらっしゃるじゃないかと思います。

ただ、そこで、やはりちょっと、1点だけすごく気になることがございまして、それは、先ほどからお話のあった、旧姓の通称、ずっとお名前をお話し続けてくるっていうことは、皆さんが、そこはある程度望まれてるところもあると思うんですけども、戸籍の制度っていうものまで、じゃあ変えるかどうかのなかっていうところが、この請願見ても、戸籍制度を変えるのか、あるいは、通称でお話をしていくかっていうところが、まだそこがちょっと深く入っていません。

そんな中でなんですけども、私もどうなるだろうかと思って、ちょっとこう確認っていうか、見ていったら、今世論が、そこがまずはっきりと整理していない。もし、戸籍制度のほうを変えたとしたらっていうところの話なんですけども、まずそうすると、1つの戸籍に2つの姓が入るようになってくるっていうことが、これ、事実としてあるわけです。となると、名字っていうのは、その戸籍、その家に付与するものではなくて、個人に付与するものなんだっていうふうな考え方っていうものが、当然定着してくるだろうということが1つ。

2つ目としては、子供のほうから今度は見た目線なんですけども、子供から見た人権っていうんですか、どうなるだろうかっていうところなんですけども、これは、平成29年度の内閣府によります家族の法制に関する世論調査っていうものについては、別姓制度が子供にとっては好ましくない影響があると思う国民は62.6%、あくまで、これは子供目線なんですけども、6割を超えていると。あるいは、少しデータは古くなるそうなんですけども、中・高生を対象にした民間団体のアンケートによりますと、両親が別姓になったら嫌だと思うとか、変な感じがするっていう子供の目線とすると、合わせて66.4%が、ちょっと違和感を感じておられまして、うれしいと、非常に肯定した子っていうのは2.2%しかなかったというのが、そのアンケート結果であります。

こういったものがあることと、それから、あと、また、社会が混乱するんじゃないかっていうふうな、1つリスクを抱えておられる方、そういった御意見もありまして、例えば、法制度として戸籍制度が成立すれば、今の既婚の、私は本当は旧姓を名のりたかったっていうふうな方も、これは平等に権利が出てくるわけでございますので、もう結婚されて、何年たっても、いや、私はこっちの名前に戸籍を変えていくんだというふうな流れも出ることも想定されます。

こういったことを踏まえますと、今そういった議論を、国の中で、ひょっとすると、この鹿野の中でもそうなんですけども、鳥取の中で、住民がその話もした上で、いや、それでもやろういやという話になるのであれば、これは当然、そういう時代背景に基づいていくべきなんでしょうけども、いま一度、そのリスクっていうものが議論されてない中で法制度を変えるということは、後になってからっていうわけにはなりませんので、もう少し議論が必要なのではなかろうかっていうふうに思います。

なので、反対か賛成かとかいえば、一応は、反対というところでお話しさせていただきました。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 僕は賛成の立場です。以前も、申した点もそうなんですけど、恐らく、これは、

仮に導入されれば、全国民に対してっていうところだと思うんですけど、恐らく大きな、何ていうんですか、恩恵じゃないですけど、主な対象となるのは、やっぱり若い世代だと思うんですよね。これから結婚を考えてるとかっていうことを考えたときに、僕は議員になる前から、全国のいろんな人たちといろんなテーマでしゃべってきて、この夫婦別姓の話になったとき、賛成の立場の人が多いなという感覚だったんですよ。

今回、この法務省のアンケートを見たときに、やはり10代、20代、30代、40代で見れば、明らかに、この夫婦別姓の導入に賛成の立場、示してる人が非常に多いわけですよ。主な対象になる若い世代が、大きく賛成の立場を取っている。また、男性と女性の立場で見たときも、やはり女性と男性の間に10%以上の開きがあって、これを、今、政治の意思決定のところ、男性が主な意思決定の立場にある人たちがいるっていう状況と、やっぱりこの女性の意見っていうのが、なかなか吸い上げられてないっていう感覚もすごく感じます。

それに加えて、前回述べた、この夫婦別姓を導入したところで、そうではない人たちに対して、特段不利益があるわけではなくて、選択肢が増えるっていうメリット、あとは、女性のキャリアアップっていうのが、今、とても日本の中で課題って考えてるときに、やはりもう、今、ほんのちょっとしたこと、前もお伝えしたパスポートだったり、銀行の名義変えるとか、ちょっとした、当事者にとっては煩わしいと思われる手続きだったり、それがやっぱりキャリアアップをすごい阻害しているっていう、その意味で、選択肢を増やしていくっていう。

あと、戸籍管理に関しても、正直、今、紙媒体での戸籍管理ではなくて、これからデータ管理の戸籍管理になっていくので、そこに関しては、さほど技術的な面では難しいところもないと思うので、僕はこの件に関しては、賛成の立場です。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私、前回、ちょっと皆さんに宿題を出したんですけど、この選択的夫婦別姓を考えると、私は本当に、個人の尊厳だとか、男女平等だとか、やっぱり人権の問題だとか、そういうことで私は考えるんですけど、片や、家族の在り方、家族の絆がどうたらこうたら、そういった関連的なことで考えられる方もいらっしゃるんだけど、どういう考え方で、この選択的夫婦別姓のことを考えておられるのかなっていうのは、ちょっと聞かせていただけたらと思います。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。私は、選択的夫婦別姓っていうことについては賛成しています。しかし、やはり、この選択的夫婦別姓を導入するよう政府に求めるという、今回の請願については、少し、ちょっと理解できないところもあるので、請願に対しては反対の立場なんです。といいますが、やはり、いろんな考え方の方がいらっしゃるって、選択できるっていうことは、自由な形になるのでいいと思いますが、ここに書いてある、国民の判断という点では、世論調査で約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成してありまして、一見、みんなが選択的制度に賛成しているかっていうと、頂いたこの資料を見たときに、右下のところ、どうやってこの、先ほど上杉委員も言われた、7割についてのことに触れようと思うんですけど、これが、何色と何色を合わせて7割かなって見たときに、この緑色のところで、夫婦は必ず同じ名字を名のるべきだ

が、これ、結婚前っていう意味ですかね、氏は通称として使えるように法律を改めることは構わないってあって、要するに、通称の使用の拡大っていうことも含めてのところであるんですけど、女性のキャリアっていいですか、女性が海外で活躍するときに当たって、どうしても、国際的には通称ではいけないっていう壁があるというふうに伺っています。旧姓を通称として使用できる範囲の拡大に取り組むと、現実には、国際社会では、旧姓の通称使用はほとんど通用しない。選択的夫婦別姓の早期実現が、ここにどうしても来るわけですけども、そういう意味で、選択的夫婦別姓っていう、この制度をしっかりと求めていきたいとは思いますが、考えます、進めていきたいと思えますけども、今回の請願にある、この世論調査ではこうなんだってという意味の、ここに通称拡大でもっていうところは、ちょっと違うな、自分の考えとは違うなと思えますので、請願については、賛成できないっていう考え方になります。以上です。

◆西尾彰仁委員 委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私も、この請願に関しては反対の考えでございます。私は長いこと、市役所の勤務もしておりましたし、市役所の中だったり、会社だったり、息子や友達とかにも、この件について、いろいろ聞かせていただきました。そうしたら、何ら、今の通称で使っている、職員もそうですし、会社でも通称で使って、旧姓使用がもうできとる状況が、だんだんところ浸透してきているんだと。

その中で、上杉委員さん、岡田委員さんも言われましたけども、戸籍法とか、じゃあ、子供が、例えば相続のときにどうなるんだとか、その辺りの民法の整理であるとか、そういうことをしっかりと議論をした上で、最終的には、どっち使ってもいいですよというような形は、僕も賛成なんですけれども、現段階で、これを採択して国に上げていくというものではないのではないかと、もっともっと議論を深めて、民法でも問題はないし、今の現行の、何ですか、現在はパスポートだとか、マイナンバーだとか、免許証だとか、住民票だとか、印鑑登録なども旧姓の併記ができるということになっておりますので、何ら問題はないのではないかなと思えますので、反対の意見でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 やっぱり多様性の尊重、あるいは個人の尊厳とか、伊藤さん、人権のことも言ったんですけども、ただ、その世論調査で約7割に、かなりのこだわりが皆さんあるようですんで、この案件については、これは私の提案なんですけども、もう少し調査研究も含めて、継続審査にしてみてもどうか、このように思っておりますけど。採決をしろということであれば、そういうことになるであらうしょうけども、ひとまず、継続審査っていうことでどうでしょうかと思います。

◆砂田典男委員長 ただいま、長坂副委員長のほうから継続審査の提案がありましたけど、この際、お諮りします。継続審査に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 それでは、本案件は継続審査にしたいと思います。よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 委員長。

◆砂田典男委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 継続審査で構いません。先ほど、平野委員のほうから、この内閣府の、この調査のあれで、旧姓の通称使用の法制を設けるとかっていうことが項目にあるんですけど、これについて、去年の3月ですから、当時は、野田聖子さんが女性活躍担当大臣だったんですかね。それで、記者会見で、この旧姓の通称使用の法制度と言われても、どんな法律かが誰にも想像がつかず、非常に国民にとっては分かりづらいと言って、改めて調査の在り方に疑問を呈したってという報道がされてますので、そのことは一言言っておきます。以上です。

◆砂田典男委員長 はい。それでは、改めて、継続審査を求める意見が多くありましたので、本件につきましては、9月定例会での委員会で審議することといたします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。よろしく願いいたします。

それでは、これで請願審査を終わります。

次に、企画推進部に入ります。しばらくお待ちください。

#### 【企画推進部】

◆砂田典男委員長 それでは、企画推進部に入ります。

まず初めに、塩谷企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○塩谷範夫企画推進部長 委員長。

◆砂田典男委員長 塩谷部長。

○塩谷範夫企画推進部長 はい。企画推進部長、塩谷です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。本日の委員会では、上程しております2つの議案についての御審議をお願いをしたいと思います。議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）、それから、議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてということで、御審議のほうよろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 はい。

それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして、申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び議員の皆様をお願いいたします。

#### 議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。失礼します。事業別概要書の19ページの上段でございます。市民会館施設管理費で、今回418万4,000円要求をされておまして、これは、非常用ディーゼル発電機の修繕ということで、これ、私考えたのは、こういう非常用のディーゼル発電機なんかは、こう補正で、傷んだから直すというのではなくって、本来、利用者の安全性とか利便性を考えても、当初予算に上がっておってもおかしくないのではないかなと考えるわけですけれども、今



回6月補正とした理由についてお聞かせいただきたいのと、もう一点、大ホール冷房用冷却塔修繕、クーリングタワーだとは思いますが、これについても、この6月補正で、もう今、暑いような時期ですが。大体、あれ、写真見させていただきますと、物すごく傷んだような状況で、やはりこれについても、事前に、もうやっぱり当初予算等で上げて直しておいて、利便性を図るべきだと思います。現在のこの状況は、じゃあ、どのようになって、だましまし使っとられるのか、リース等でエアコン等を入れてやられとるんであれば、無駄なリース料がかかるとるのではないかと考えますが、この辺の見解についてお聞かせください。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。西尾委員さんの質問にお答えします。

まず、今回のこの修繕案件2つ、非常用ディーゼル発電機、それから、2つ目の大ホールの冷房用の冷却塔の修繕ということですが、まず、非常用ディーゼル発電機については、前回の委員会でも少しお話ししましたが、本年2月の設備点検、これにおいて不具合が判明したということがあります。そういうことで、タイミング的に当初に間に合っていなかったということと、もう一つ、大ホールの冷却塔の修繕、これについても、実は、本年4月に、冷暖房切替え作業というのをやります。年に冷房と暖房を切り替えるんですけれども、それに当たって、事前に冷却塔に冷却水をそれに注入をしたところ、配管の漏水が判明したということ、いずれもちょっと当初予算の要求のタイミングからは外れていましたので、その中でも急遽対応しなきゃいけないということで、今回6月補正になりました。

西尾委員さんが言われるように、あらかじめ、予防修繕的に、トラブルが起きる前に修繕ができるのが理想なんですけれども、実は、市民会館、ほかにも設備関係が非常に老朽化してる中で、実は、修繕リストにかなり案件が上がっています。金額もかなり、1,000万を超えるものから、何百万単位のものまでかなりありまして、実は、当初予算の要求の段階では、それを毎年そのリストの中から優先順位が高いというものとか、ずっとリストアップしてまして、それを予算要求の段階で、財政サイドといろいろやり取りをしながら、当初予算なりに上げていたりをしています。

ということで、あまりにもその修繕案件が多いものですから、その中でも、予算等の兼ね合いの中で、より急ぐものについては、要求をさせていただいているということになります。以上です。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。この予算を否定するものではございませんけれども、全体的な考え方として、やっぱり、この非常用ディーゼル発電機なんかで、耐用年数が何年なのかっていうこともあると思うし、それを過ぎとるものであれば、やはり点検で分かったから直すんじゃないかって、市民の方の安全・安心を考えて直していくべきだろうと思っておりますし、文化ホールのその水漏れも、写真見させていただいたら、去年でも、もう大分前に直していてもいいじゃないかと、クーリングタワーのところですね、やっぱりこの辺、予防的に早め早めにしないと、結局高くつくということが、今までもあったのではなかろうかと思っておりますので、

意見として、もっと早めに計画的に直すことを意見として言わせていただきます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。概要書の16ページの下段のふるさと鳥取市・県外学生支援事業費なんですけれども、去年の6月補正のときには、Uターン支援登録制度に登録している県外学生が対象となってましたけど、今回の提案分は、そういう前提条件はなしという理解でいいのかどうか。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。議員御指摘のとおりでございまして、去年は、Uターンの登録をしていただくというのを前面に出した事業にさせていただいておりましたが、今回は、それは外させていただいて、物価高騰、それに対応する学生に応援便を送ろうという、そういった内容にさせていただいております。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。それで、去年は、そういう前提条件があって、予算的に1,200人分想定してたけれども、2月補正のときに、申込みの状況から、800人という見込みでね、減額補正があったわけですね。今回は、この1,500人を想定するという事で、前提条件がなくなったから、恐らく1,500人にしたんだろうと思うんですが、どうやってPRしていく考えなのかという事と、あと、ふるさとの情報の提供に了承し、その提供情報に関するアンケート調査に御協力いただける方っていうことがあるんですが、ふるさと情報って、一体どういうものなのか、その提供情報に関するアンケート調査ってというのは、ちょっと今考えておられる中身があれば、ちょっとそれを教えていただきたいし、その結果を何に使っていかうか、役に立っていかうかって考えてるかも教えてください。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。PRの仕方でございます。最もこれ、大事なところでございまして、今考えておりますのは、まず、チラシを全世帯、新聞折り込みで配らせていただいて、一番この申込みでキーマンになれる方が、学生もですけども、保護者の方が見られて問合せしてこられるというケースが多いので、まず、そこはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

それから、当然、市報にも載せさせていただいて、それから、昨年度申し込んでいただいた方にもメールで周知を図りまして、多くの方に申し込んでいただきたいというふうに考えております。

それから、ふるさと情報、それはどういった内容のものかということなんですけども、現在、うちがイメージしておりますのが、県外に出られた学生さんは、なかなか鳥取とつながり続けるというところで、アプローチの仕方がやっぱり現場としても難しいところだなあと思っております。そこで、この申込みをしていただくときに、LINEを使って申込みをさせていただくことで、友達になっていただくと。それに伴って、一定期間LINEで、例えば、樗谿神社

で今の時期ですと蛍が飛んでますとか、地元の情報をちょっとお出しして見ていただきたいなと。最後に、お願いになるんですけども、一定期間見られたところで、自分たちとして、こういう情報は、何かこうよかったなあとか、あんまりこれは興味がないなとか、その辺りを教えていただいて、企画としては、地域振興課のU J Iターン、あちらの事業とも連携しまして、情報の出し方を考えていってみたいなと、そういうイメージで組み立てております。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。今年度やられることが、本当に県外に住んでる学生の物価高騰対策っていう生活支援っていうことなので、私は本当に、それはよかったと思うので、1人でも多くの人に登録してもらえるように、申込みしてもらえるように、PRは力を入れていただきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。事業別概要書18ページ、すご！ウサ地域応援クーポン事業費について教えてください。まず、取組と仕組み自体は、すごい面白いと思うんですが、これは、どこか他自治体でモデル事業があるもののでしょうか。もしあったら、そのときの事業効果、登録者数、これぐらい多くなるとか、実際これぐらい応募があるみたいな、もしモデルがあれば教えてください。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。この事業につきましては、他都市の事例を参考にしたというようなことではなくて、鳥取市で独自で考えて構成させていただきました。ですので、申し訳ないんですが、他都市の事例は把握しておりません。

今回、その事業として上げさせていただいて、LINEの登録者数を増やすというところを、1つ、目的としているんですけども、効果としましては、令和4年度に、いろいろLINE登録キャンペーンをさせていただいて、そのキャンペーン中は、やはり友達登録が増える傾向がありますので、そういったところで効果はあるのかなというふうに想定しているところです。はい、以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。クーポンの対象者3,000人だと思うんですが、この3,000人は、先着順になってますか、抽せんになりますでしょうか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。このクーポンは、先着順で3,000人を想定しております。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 もちろん、地域にお金を落とすっていうのも大きい目的だと思うんですけど、LINEの登録者を増やすのであれば、なるべく多くの応募があったほうがいいかなと思って、システム上、そんなに難しくもないと思うんですけど、できれば抽せんのほうがいい

いんじゃないかなと思うので。先着だと、3,000人で終わっちゃうんで。あと、次の質問にもなるんですけど、インスタ等で投稿すれば、取組が拡散ってなってるんですけど、やっぱりインスタに投稿する何かインセンティブがないと、なかなか、こうわざわざ自分のアカウントに、これを載せようってならないと思うので、何かそのインスタだったり、ツイッターだったり、ほかのSNSで拡散すると、何かこうインセンティブみたいなものもあるんでしょうか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 はい、松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。先着順にしている理由なんですけど、この事業は、まず初めに、ラッピングのトラックとタクシーを製作してからということで、事業期間が、どうしてもそのラッピングができてから、キャンペーンがスタートします。キャンペーンの期間は、年度末には、必ず全ての業務が終わらないといけないということで、今回は抽せんではなく、先着という方法を取らせていただきました。

拡散の方法なんですけど、今後、拡散なり、PRなりについては、業者と詰めていくところにはなるんですけども、そういった視点も考えながら業務をしていきたいなと思っております。どうしても、登録を今しておられる方が有利なことになると思うので、担当課としては、新規の登録を増やしたいというところがありますので、そういったところの工夫もしていきたいなというふうに考えているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 これ、期間区切って抽せんにはできないんですか。というのも、3,000人のうち、多分大半は、事前の登録者で埋まっちゃうだろうなと思って、実際、ラッピングに1,400万ぐらい使ってると思うので、もちろん、この事業のためだけのラッピングではないと思うんですけど、それなりにお金が動いてる事業なので、より多くの人にこの事業は拡散されないと、何千万もかけてる事業効果がないかなと思うので、これは一意見として捉えてもらえればですけど、抽せんにして、かつ、インスタ等で拡散したら、抽せんに当選する確率が上がるみたいな、そういう仕組みをつくらないと、何千万もかける使い方がもったいないなっていう感じがしますが、どうでしょうか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。そうですね、拡散して、話題性を持った事業としたいとは考えております。今後、そのラッピングのトラックなり、タクシーなりが製作をしまして、その後キャンペーンを始めますので、そのタイミングもあると思うんですけども、抽せんという方法も考えながら、先着に限らず、抽せんという方法も考えて検討していきたいと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 はい。あと、これは冬っていうのは、あんまり想定してなかったんですけど、春先だったら、割と外に出てみんな何か撮りそうだなと思って、冬だと果たしてどれだけ応募があるのかなっていうところも含めると、あとは、このすご！ウサさんがいるところっていう

のも、すごい話題になると思うんです、スポット的なので。公共施設だったり、こう人の流れをつくるにも、1ついいと思うので、公共施設だったり。あともう一個、このLINEクーポンが使える市内対象店舗っていうのが、実は、すごく大切なんじゃないかなと思って、僕はこういうのが好きで、県も市も今までたくさん応募してきたんですけど、やっぱり、どこでこのクーポンが使えるかっていうのが、すごく応募しようという動機にもなると思うので、対象店舗は、ある程度今見込みがついてるものなのか、それとも、これから拡大していく感じなのか、教えてください。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。現在考えてるのは、店舗につきましては、道の駅、河原・気高・白兔の道の駅と、あと、中心市街地にある、まちパルを想定しています。それ以外に、どうしても鳥取に来れないとか、店舗に出向けないという方のために、とっとり市での購入も対象とさせていただいているところでして、この道の駅とまちパルが、直接の店舗というふうに考えているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 なるべく、幅広い世代にやっぱり参加してもらう事業だなと思うので、正直道の駅っていうのが、若い世代にとっては正直魅力的じゃないというところもあるので、若い世代にも魅力的になる店舗、民間の店舗も含めて拡大するのか、もしくは、やっぱり道の駅にお金を流していくということであれば、道の駅にもどういものが置いてあるみたいな、若い人を引きつけるようなポップアップじゃないですけど、ネット上に対象店舗の一覧と一緒に何かそういうポップアップみたいのが上がってこないか、若い人が使える店舗少ないなあで、ちょっと応募数が減るかなと思うので、何か若い人たちも、積極的に参加していきたくするような仕掛けを期待しております。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

◆岡田 実委員 よろしいですか。委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 すみません。事業別概要の17ページの上段なんですけど、市内学生支援事業費、それから、先ほど伊藤委員さんのほうからも御質問のありました、16ページの下段のほうに、先ほどのふるさと鳥取市・県外学生支援事業費っていうのが、2つ横並びにありまして、県内の学生たち、それから県外の学生たちについていうことの中で、その物価高騰等に対する内容と、地場産業の発展っていうところで、本当にいい事業ではないかなと思います。

そこでちょっと質問なんですけども、この業者の選定に当たってでございます。この両方の事業を合わせますと、予算にしても1,900万円規模になりますし、その対象となる学生の数も2,200人と、かなり大規模な事業の内容になってくると思うんです。そういったときに、業者選定されて、契約して準備されるっていうことなんですけども、例えば、地元のところで、入札については競争入札であったりとか、随契であったりとか、あるいは、何か業種ごとに選びながら、ふるさとを代表するような業者さんのほうに、何者かを選びながらの選定していくのか、

どのような形で業者さんを選定していく方向なのかを教えていただけたらと思います。

○上田貴洋政策企画課長 委員長。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。業者の選定の仕方ですけども、これまでもプロポーザルで実施させていただいておるんですけども、このたびも、プロポーザル一本でさせていただこうと思っております。内容が、発送する商品をこうセレクトする、鳥取市のするセレクトのお手伝いをさせていただかないといけませんし、梱包作業から発送と、かなり大がかりになりますので、しっかりスケジュールどおりに学生に届けていただける業者さんをプロポーザルで選定していくというふうに考えております。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。そうですね、発送の部分もちょっと質問しようかなと思ってたんですけども、発送も含めた中でのプロポーザルの1者契約っていうところをしようとされてるっていうことでよろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 はい。政策企画課、上田です。発送も含めて、プロポーザルで業者にお願いをするような予定でおります。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。内容としては分かりました。これだけの規模の事業を行うということにつきましては、地元の経済対策の1つでもあるのかなと思いました。確かに、プロポーザルをすると、スピード感も出る部分もあると思うんですけども、では、そのプロポーザルをしたときに、その業者さんと、そこに関わる末端のほうですね、どれほど経済的に波及できるのか、特に今、物価の高騰の中で、それぞれの業者さんも、非常に苦戦されてる中でのこういった行政、市のほうの事業ではありますので、要望ではあるんですけども、いま一度、いかに地域の中に、この経済が回るかっていうところを御検討いただければと思います。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 このすご！ウサ地域応援クーポン券、トラック2台とタクシー20台という、前回説明があったと思うんですけども、これは、トラックは1社ですか、タクシーは何社ですか。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。トラックにつきましては、1社を考えております。それから、タクシーにつきましては、説明を替わります。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。ラッピングタクシーの件については、

文化交流課のほうで、役割分担ということでやっております。タクシーについては、現在の考え方としては、まず、鳥取ハイヤー共同組合さん、ここに加盟しておられる業者さん、10社ありますので、基本的には、共同組合さんを窓口にして、声かけをさせてもらって、この共同組合さんが持つておられるタクシーが、大体200台弱あるそうです。ですので、この10社に声かけをさせていただいて、1業者当たり上限2台という形で、まず、計20、2掛ける10で20台ということで声かけさせていただくと。その心は、上限設けたのは、やっぱり1社に偏ってもいけませんので、まずは均等に声かけをさせていただく、その中で、仮に例えば1社が1台とか、余剰が出てきた場合は、また声かけをさせていただくということで、基本的には、その10社に2台ずつという考え方で、今向かっているところです。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それでね、言いにくいことを言うようだけでも、この18ページの上段のこの事業別概要の事業の内容の書き方は、こういった書き方でいいんですか。私は、いささか、疑問に思いますよ。①で、ラッピング車両（トラック、タクシー等）、それはいいんですけども、マルチョコの2つ目は、ラッピングタクシーによる情報発信及びタクシー事業者支援、あえてこういう表現になっているのは、何か理由があるんですか。トラックはどうなってるんですか。教えてください。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆砂田典男委員長 松本広報室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。広報室、松本です。事業別概要の①、トラックにつきまして、広告ということで予算を要求させていただいております。ラッピングタクシーにつきましては、情報発信と、それから、この記載しておりますタクシー事業者支援という要素も含めたものとしております。すみません、私の前回の説明の中で、このタクシー事業者支援についての説明が抜けていたと思います。それにつきましては、文化交流課長のほうから説明させていただきます。申し訳ないです。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆砂田典男委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。長坂議員さんの質問にお答えしますと、トラックに対する業界支援については、昨年度、経済観光部のほうで実施をしているということで、今回は、タクシー業界さんに対する支援ということで、私どもがやっております日本遺産のPRと兼ねて、今回事業組立てをしたところです。

タクシー業界の支援は、具体的に言いますと、このタクシーのラッピング事業に係る部分が、1,116万円が総額です。その中で、このラッピングのデザインとか施工とか、そういったことに約616万円、そして、燃料高騰等の支援費ということで、残り500万円を準備してます。この500万円というのは、いわゆる広告料的に、1台当たり、このラッピングしていただいた社に対しては、1台当たり、広告料見合いということで25万円をお支払いすると。ここの部分が、いわゆるその業界に対する支援という形で考えたところです。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ですから、事業別概要で書いてある、この内容で差し支えないという理解でいいんですよね。余談ですけど、ラッピングトラックを走らせようじゃないかって、一般質問で以前しましたけれども、一発で冷たい答弁だったんだけど、山形市がやっていますよ。他都市のあれはないって言われたけど、山形市が実際に、市内の事業者にラッピングトラックを走らせていただいて、東京方面に向かいますから、ということもあって質問しましたけれども、市長の答弁は冷たい答弁でした。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 じゃあ、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第87号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてを採用いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定しました。

それでは、これで、企画推進部を終わります。執行部の皆様は、御退室ください。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

◆砂田典男委員長 しばらく休憩します。再開は13時ちょうどといたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）



◆砂田典男委員長 よろしくお願ひします。

（ ） お疲れさまでした。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 12 時 57 分 再開

【市民生活部】

◆砂田典男委員長 皆様、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆砂田典男委員長 全員おそろいですので、ただいまから市民生活部に入りたいと思います。

まず初めに、竹間市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○竹間恭子市民生活部長 委員長。

◆砂田典男委員長 竹間部長。

○竹間恭子市民生活部長 はい。市民生活部の竹間です。今日はよろしくお願ひいたします。本日の委員会では、先般6月21日の委員会で御説明させていただきました一般会計補正予算の所管に属する部分のほか、条例の一部改正等々、計11件の議案につきまして、議案審査をよろしくお願ひいたします。

それに先立ちまして、審査に入る前に、先回の委員会で、4月1日異動の新任職員の自己紹介をさせていただきましたが、前回出席できなかった職員が1人おりますので、一言自己紹介させていただきます。どうぞ。

○田中陽一青谷町総合支所副支所長 はい。失礼します。4月1日の人事異動で、青谷総合支所の副支所長と地域振興課長を拝命いたしました田中と申します。よろしくお願ひします。

○竹間恭子市民生活部長 はい。すみません。ありがとうございます。

そうしましたら、議案審査のほう、よろしくお願ひいたします。

◆砂田典男委員長 はい。それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願ひいたします。

議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

◆砂田典男委員長 それでは、議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆平野真理子委員 はい。いいですか。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。20ページ下段です。グリーンツーリズムについてお伺ひします。この目的及び効果のところで、グリーンツーリズム会員で構成されてるというふうにあります。現在、本市のこの会員、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、このたびの事業の詳細について、もう少し詳しく教えていただきたいと思ひます。はい。

○山名常裕地域振興課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。はい。現在、グリーンツーリズム推進協議会のほうですけれども、これは、鳥取市内の10団体で構成されてます。今回、この青谷町で取組を行われる事業者さんは、この協議会のほうには所属しておられる方ではございません。鳥取市のほうに、3年前にUターンで戻ってこられた移住者の方でございます。3年間、青谷地域のほうで住まわれて、青谷のいろんな自然とか、そういったものを活用して何かできないかということで、一念発起されて、空き家を購入されて、その空き家で様々な農業体験や、あと、青谷の和紙を使った工芸の体験とか、そういったことをしていこうということで企画されているものでございます。

◆砂田典男委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。分かりました。このグリーンツーリズム、長年こう継続してきておられるわけですが、現在、このグリーンツーリズムについて、今回、その連絡協議会のメンバーじゃない新しい方が取組まれるってところで、新しい流れもできるのかなというふうに期待するところですが、この事業について、どのような評価をされ、今後どういうふうにしていこうというふうに考えておられるのか伺います。

○山名常裕地域振興課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。議員さんが御指摘のように、今、協議会のほうには加盟していらっしゃらないので、そういった連絡会のほうのメンバーとも連携を取り、いずれかは加入していただけるようなことも促していきたいと思っていますし、あと、青谷町の取組については、先回の説明のときにも申し上げましたが、上寺地遺跡の公園整備と併せて、それを見込んでやっておられるといったこともあります。今後、アフターコロナにおいて、多くの観光客が訪れることも見込まれますので、そういったことを十分に、そういう機運と併せながら支援していけたらなというふうに考えています。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆平野真理子委員 はい。ありがとうございます。

◆砂田典男委員長 はい、長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 関連して聞きたいんですけども、このグリーンツーリズムの推進事業の関係ってというのは、いつから取組まれておりますか。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。グリーンツーリズムの連絡協議会については、平成18年からずっと取り組んでおります。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、今現在の民泊施設数ってというのは、どれぐらいあるんですか。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。本市で把握しているものっていうか、本市で支援したものが、ここ近年では、数年前に佐治町のほうで、1件支援しました。それと、以前は、佐治地域のほうでも支援を行っているんですけど、正確な数字については、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんで、またまとめて資料提出させていただけたらと思います。あと、市で把握していない独自で民泊をやられているものとかもございますので、こちらも御希望でしょうか。可能な限りでよろしいでしょうか。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 これほど空き家が増加してきておりますよね。そういった意味では、もっともっと積極的に推進をしていくべき事業だろうというふうに思うんだけど、例えば、将来的には、目標みたいなん持っておられるんですか、民泊施設。例えば、これは今回、上限300万で補助されるわけだけでも、やっぱり、これだけいろんな空き家が増加してきておる中で、もっともっとやっぱり空き家の活用した中での民泊施設っていうのは増やしていくべきだと、私は個人的には思うんだけど、将来に向けたやっぱり目標みたいなものはあるんですか、ないんですか。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。民泊数の、空き家を民泊にして何軒にするといった具体的な目標は持ち合わせてはいないんですけども、空き家の利活用には様々な手法があると考えてまして、例えば、移住して来られた方が、そこを住まいにされるものもありますし、あと、地域の活動拠点として活用されている事例もございます。その中の1つが、空き家の活用かと思っております。ですので、今、空き家の管理運営とかをいろんな地域に、様々な地域に委託して行っている中で、その中で、そういった御要望があれば、速やかに対応できるような体制は取っていききたいなというふうに考えております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それじゃあ、もう一点、この20ページの上段の関係ね、事業別概要の中山間地域・買い物支援事業費の関係で、新たに福部・湖南・気高・青谷だって言われたんですかね、4地区って。鳥取市で、今この移動販売車っていうのは、エスマートに出入りしてやったりされるとくし丸がありますけれども、今現在、その移動販売車っていうのは何台あるんですか。

○山名常裕地域振興課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。民間で独自にやられているものとかもあるので、正確な数字は分かりかねますが、把握している限りで申し上げますと、今、鳥取市で支援している事業者が4事業者、既にあります。佐治を行っておられる、さじ式拾壺さん、あと鹿野を行っておられる林兼太郎さん、あと用瀬と国府を走っておられる本道さん、それと、明治・豊実・東郷の谷を走っておられる、とくし丸さん、それ以外に、既にトスクが移動販売をやっておられます。これは、たしか3台走っていたと思います。そのエリアの付近を、とく

し丸さんが4台走ってます。あと中心市街地にも1台走っています。ですので、かなり鳥取市の全域を、ほぼ移動販売を行う事業者さんが走っておられる状況でございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、この事業の経過で見るとね、平成26年度に、佐治地区で移動販売車と見守り活動を組み合わせたって。やっぱり、見守り活動をやることによって、やっぱり一般の移動販売車との補助金みたいなものは、やっぱり違うんですか。どうなんですか、その辺。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。まず、見守りをされる事業者というのは、見守り協定を結んでいただいた事業者がやっています。それで、本市としましても、見守りに取り組んでいただいた事業者さんには、優遇といたしますか、通常、運営費だけの支援ということになりますと、5年の年限を設けております。ただ、見守り協定を結んでいただいて、見守りも一緒にやってくるとなると、年限を排除してございまして、これからもずっと継続して支援という形にしております。

あと、併せてもう一ランク上の取組になるんですけども、販売エリアの高齢者の方を事前に登録して、買物に來られなくても、自宅を訪問して見守りをするという買物福祉事業というのがございます。こういった事業に取り組んでいただきますと、人件費をプラスアルファで補助する形にしておりますので、通常よりも多くの補助をさせていただくとということでございます。ちなみに、本市で今取り組んでおられる中の3事業者が、買物福祉事業に取り組んでいただいております。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 もうこれで最後にしますけどね、認識をお伺いしたいんですけども、現状の移動販売車の状況で、十分行き渡っておるという認識ですか。いやいや、足らん、もう、まだまだ不十分で、あと何台程度は必要だねっていうふうな、そこら辺りの分析は、どういうふうにされておりますか。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。議員御指摘のとおり、細かく全市的に調査を行う必要があると考えまして、鳥取市全体の、これまでは地区ごとのスーパーマーケットがある地区、コンビニがある地区、そういったくくりで見えておりましたが、このたび、鳥取市全体の集落ごとに、移動販売が来られている地区、あとスーパーがある地区、ドラッグストアがある地区、そういったくくりで調査を行ってございまして、その中で、どの買物手段もないような地域、そういうところを出して行って、その地域に、新たに参入していただける事業者を支援する、それで、今回要求させていただいてるものが、その事業者に該当いたします。ですので、ひとまずはこの今回の補正によって、鳥取市の全エリアがほぼほぼ網羅されるかと思っておりますが、もっと細かく、例えば谷筋の奥のほうの村とか、そういったところで要望があるかどうか、また、事業者とかが独自にチラシを配られて、そういったところでも販売されたりす

ることもありますので、そういった事業者のほうにも、そういったエリアへの販売を促していったりとか、そういった形で、鳥取市全域で、買物が困難な地域がなくなるようなことを推進していきたいと考えてるところであります。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。岡田でございます。先ほどの中山間地域・買い物支援事業費についてなんですけど、重ねて質問なんですけども、以前、説明のときにありました4地域、福部と気高と青谷と湖南ですか、そこに入っていく業者さんっていうのは、先ほど御説明のあった佐治と鹿野と用瀬と明治・豊実ですか、そこに入って業者さんが、今の新しい4か所のほうに入っていきというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。このたび新たに追加する事業者は、現在支援している事業者とは、また別の事業者です。これまでトスク地域で走っておられた、その近隣を走っていた事業者さんになります。具体的には、とくし丸さんになりますが、そちらが近隣を走っておられるので、カバーも容易、比較的着手しやすいだろうと、そういうことで考えております。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 度々すみません。今、私が現場で見てたのは、例えば、ローソン号が鹿野の奥でも見ましたし、そこで買物させてもらったりもしましたし、青谷の谷の奥のほうにも、たしか入ってたりもしたんですけど、そういったローソン号、今、話の中では出てこなかったんですけども、そういったところの認識っていうのは、どのように捉えられておられますでしょうか。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。ローソン号は、本市が今支援している林兼太郎商店さん、あれがローソン号に当たります。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございました。

続きまして、事業別概要の21ページの下段なんですけども、地区公民館省エネ推進事業費でございます。これ、予算的には5,660万9,000円というところで、地区公民館で言うところの52施設に対してのLED化を実施するっていうところなんですけども、かなりの高額な契約になってくるところだと思います。この業者さん、これから発注していく業者についてなんですけども、これは市内の業者さんなのかどうなのかっていうこと、あとは入札によると、契約については、入札によるところの契約を進めていかれようとしておられるのかということについて、2点なんですけども、御質問いたします。

○北村貴子協働推進課長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。2点のお尋ねだったと思います。業者につきましては、市内の業者を考えておりますし、入札かどうかっていう点についてですけれども、入札することによって、例えば、額が130万以上になりますと、工事の扱いとなって、逆にその額が上がってくるっていうこともございますので、それと、あと52館全部ありますので、その状況を捉えて、入札にかけるっていうのも、なかなかちょっと時間もかかる作業となってまいりますので、そこは随意契約で見積りを取って、その地区公民館ごとに、各地区公民館に合った工事の仕方といたしますか、修繕っていうか、取替えの仕方を考えているところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。私の聞き間違いがあつてはいけないので、確認なんですけども、その各地区公民館ごとの発注といたしますか、地区公民館ごとが業者さんのほうを選びながら取替え工事を、取替えに入っていくっていうふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○北村貴子協働推進課長 委員長。

◆砂田典男委員長 北村課長。

○北村貴子協働推進課長 はい。協働推進課、北村でございます。一応考えているところは、地元の企業さんですとか、そういったところにお声がけをさせていただいて、見積りを取って、その精査を、協働推進課でさせていただいたところで、工事といたしますか、取替えを進めていきたいというふうに思っております。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。この質問した内容っていいですか、理由なんですけども、これだけ物価高騰がありまして、経済的にもなかなか疲弊してるような状況でもありますので、このLEDに取り替えられる業者さんが、できるだけ多くの方が関わったほうが、この本市におけますところの経済対策にもつながるのかなと思ったものですから、そういった質問でございました。よろしく申し上げます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。地区公民館省エネ推進事業費で、ちょっと私も1点。今、岡田委員のほうからの、地元の地域の事業者さんをついていう話がありました。私もそうだと思うんですけど、鳥取市に小規模修繕の制度がありますので、ああいうものが使える公民館は、やはりそういう制度使って地元の業者によろしく申し上げます。

それと、あと、次が、中山間地域・買い物支援事業費なんですけど、これが、県の補助金が、その中山間地域買い物支援事業費補助金っていうのがね、県のお金が入ってるんですけど、今回、県のほうが、トスクが閉店っていうことで、何かそれぞれの市町に、何か買物計画、支援計画みたいなものをつくってもらって、県も支援するって言われてて、何か鳥取市もその計画つくったっていうね、確保計画つくったっていうことは、市長も記者会見で言われてたと思うんですけど、その県のメニューを使わないっていうのは、要はこれ、見守りが入ってるから、こ

の中山間地域の買物支援のこの補助金を使われるのかどうか、それを教えてください。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。議員さん御指摘のとおり、この事業は、県のほうが示した買物確保計画のほうにのせているものでございます。県のほうの考えとしては、この買物確保計画にのってきたものに対して、幅広く支援を行っていきたいということで、ただ、既存の制度があるものについては、その既存制度、この買物支援事業につきましては、既存の制度があります。既存制度があるものについては、そちらのほうで対応するという形になりますので、この申請の段階では、県の既存制度の補助事業をのせているところであります。

ただ今後、買物環境確保計画につきましては、いろいろと、例えば、店舗の支援の話が今後出てきたりとか、そういったことがもしあれば、そういったところで活用することも想定して、県のほうが予算を、1億円だったと思いますけども、確保しているといったところです。現段階で、鳥取市が提出している計画の内容については、移動販売と、あとは別の部署になりますけども、物流倉庫の整備も上げてましたけども、それにつきましても、既存の制度の範疇で対応するという形になります。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 県のこのたびの買物環境確保推進交付金の交付対象事業の中にね、移動販売等の支援拡充ってというのがあったので、何でその既存の制度は既存って県が言うのかなって疑問に思ったんですけど。交付の事業に、そうやって移動販売等の支援拡充って書いてあるので、私は、その違いは、見守りが加わっているから、従来の制度を使うのかなと思ったんですけど。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。見守りが入っているかどうかというのは、あまり今回のその補助金の種別ではなくて、それで、実は、他の町のほうでも、例えば若桜町のほうでも移動販売がなくなるということで、地域の事業者がそれを引き継がれてやられるといったようなことがありまして、そちらについては、この、恐らく交付金を使われるのかなと思います。交付金につきましては、どちらを使ってもいいところになります。ですので、今後、まだ十分に詰め切れてないところも実はありまして、細かい制度の中で、こちらの交付金のほうのを使ったほうが有効であるとか、そういったことが明らかになれば、今もちょうど県がこの議会で、恐らくこの補正内容について審議されていて、まだ具体的な交付要綱も示されてないところなんです。ですので、県の6月議会が終わった段階で、新たなその新設された補助要綱が示されますので、それを見たところで、県のその交付金のほうが、市として有効な形であるとすれば、今後変更もさせていただくことも必要なのかなとは思っています。ただ、今の段階で、明確な補助事業として出されるものが、この県の既存の制度しかありませんでしたので、これで今、提案させていただいてるところであります。

◆伊藤幾子委員 はい。ありがとうございました。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第65号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採用します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 議案第69号鳥取市印鑑条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第69号鳥取市印鑑条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆岡田 実委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 岡田でございます。鳥取市印鑑条例の一部改正についてっていうところで、改正の目的の中に、コンビニエンスストア等に設置してあります多機能端末機、マルチコピー機なんですけども、そこに対して、スマホを利用することができるかといいますか、そういったものに対する条例の一部改正っていうところなんですけども、条例の質問といいますか、ここのスマートフォン、今のその現状、多機能端末機、既存のものに対して、この今持っているスマホで、もう対応が可能なような、現時点では対応が可能なようになってるかどうかについて御質問いたします。

○西垣隆司市民課長 委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課、西垣です。現在、コンビニエンスストアに置いてある多機能端末機ですけれども、まだスマートフォンには対応している機種が設置されておりませんので、マイナンバーカードのみの対応となっております。国のほうは、令和5年中に対応予定ということで、今説明をされてるところでございます。以上でございます。

◆岡田 実委員 委員長。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。ありがとうございます。今の多機能端末機なんですけども、ここ、この多機能端末機で、住民票の写しであったりとか、印鑑登録証明であったりとかを出したときの市民に対する負担金と手数料と、それから窓口で、市の窓口のほうで行ったときの手数料とでは差があるものでございまして、なので、どんどん、できるだけ多くの多機能端末機っていうものは普及していったほうがいいかなというところを思うわけでございますが、今、市役所の



ほうに、今後の多機能端末機の設置っていうものは考えているものでありますでしょうか。

○西垣隆司市民課長 委員長。

◆砂田典男委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課、西垣です。今のところ、本庁舎、各総合支所において、多機能端末機を設置するということは考えておりません。以上でございます。

◆砂田典男委員長 岡田委員。

◆岡田 実委員 はい。実は、地元の方からなんですけども、多機能端末機の使い方が分からないと。コンビニに行って、使い方が分からなかったら、じゃあ市の窓口に行ったらどうでしょうかっていうことで、市の窓口に来てきたと。それで、かなりお怒りの言葉を頂いたことがございまして、そうなるのであれば、例えば銀行でもそのように、受付窓口が、仮に市のほうの職員が受付窓口で受付したとしても、隣に多機能の機械があれば、もうどんどん職員の手間数っていいですか、それも減っていくものでございますし、そこでお客さん、地元の方は覚えていってくださる、そういう形で普及していったほうがいいかなと思ったものですから、せっかくこの条例改正に伴って、さらにスマホが使えるのであれば、普及をすることによって、市の職員にもいいでしょうし、市民の方にもその恩恵があるのかなと思ったものですから、ちょっと意見といいますか、内容について述べさせてもらったところです。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

◆伊藤幾子委員 はい。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 私、この69号に関しては、反対の討論させていただきます。これまでコンビニ交付については、反対はしてないんですよ。今回、この条例改正っていうのは、マイナンバーカードを使って、印鑑証明書がコンビニ交付できたのを、スマートフォンでもできるようにすると。そのスマートフォンで、実際はまだ利用できる状況ではないけれども、マイナンバーカードを持たなくても、そのスマホの中に電子証明書っていうのが入ってれば、それで印鑑登録証明書が発行できると、そういうふうに条例改正されるんですけど、総務部のときに部長が、国が総点検本部を、この間のいろんなマイナンバーの保険証絡みやら、ほかのことでのトラブルがいっぱいあって、ようやくそういう本部が立ち上げて総点検していくと。そういった中で、まだ使える見込みはないんだけど、それに備えて条例を改正することなので、私は、このような状況で、新たな機能をつけることには反対だということと、あと、スマホがあればできるということにするわけですよ。それで、じゃあ実際、何でもかんでもそうやって、スマホの中にいろいろ入れて使えるようにしていくことが、果たして、悪い面でデメリットとして、どういったことがあるのかっていうことが、本当に国の中でちゃんと検証されてるんだろ

うかっていう疑問もあります。ささいなことかもしれないけれども、今回のスマホ用の電子証明書のチラシっていうのがね、国のほうが出してるわけですね。スマホを紛失したり、盗難に遭ったときは、フリーダイヤルで電話してささいなこと書いてあるんだけど、スマホをなくしているのに、どうやって電話するんだろうと。固定電話もなくしていく人たちもいるわけなのに、これは、あんまりよく考えられていないのではないかと、書きぶりをもうちょっと考えるべきじゃないかと、そういったささいなことかもしれないけれども、そんな疑問も湧きましたので、やっぱりこういう混乱が起きてるときに、法でね、2年以内についていうことがあるにしても、ちょっと私は賛成できません。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。上杉委員。

◆上杉栄一委員 私は、これには賛成の立場で討論します。先ほどの今の意見もありましたけれども、市民サービスの拡充ということからすれば、様々な選択肢の中で、市民がこれを活用するというので、要するに、どんどんこれがいろんな、マイナンバーカードからスマートフォンでもできるということであるならば、これは市民にとってはプラスな話であって、決してマイナスではない。ですから、選択肢が広がるということでは、この条例改正については賛成です。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第69号鳥取市印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 議案第70号鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第70号鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正でございます。今回、動物の死体処理手数料の規定を削除すると書いてありますが、現在、有害鳥獣とかで捕ったものは、減容化施設の国府町に持っていったるわけなんですけれども、ここでのキャパが少ないもので、かなり、猟友会の方とか、有害鳥獣されとる方から、もっとたくさん入れられるようにとか、西とか南にも造ってもらえんかというようなことも併せて、国英の処理場に何で入れれないんだと。前は簡単に持って行って入れてあったんだけどということで、この条例を削除すると、完全に入れなくなるわけで、私はこれ、残してもええのじゃないかなと思うんですけども、その辺についての見解をお願いいたします。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山根局長。

○山根康子郎環境局長兼生活環境課長 はい。環境局の山根でございます。議員のほうから、動物の死体の処理のことについてということですが、今回、もちろん御承知のとおり、神谷清掃工場、廃止になっておりまして、実はリンピアいなばのほうでは、この動物の死体を扱うことにしています。ですので、料金のほうが、今これまでは1体につき1,000円ということでしたけれども、実際にこういった動物の死体におきまして、一般ごみの、可燃ごみと合わせた料金で、10キロまでが120円という形で、こういう動物の死体のほうについても、リンピアのほうで処理をできるということになっております。そういうことで、そっこのほうで持っていただくといい形になります。以上でございます。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。ここで議論というよりは、農業企画、農政企画課のほうとの絡みもありますので、減容化施設がそのような状態で、ちょっと今あんまり受け入れない、それで、神谷には持っていけない、それで、国英も、多分協定内容の中に、そのような有害鳥獣の駆除でしたものを持って行って、今、持っていくことによって、そこで確認をして補助金をもらっているんです。だけど、それは今、減容化施設でしかできないので、国府町のとこしか。将来的には、こういうところでも、リンピアでも、そういう有害鳥獣の受入れ確認ということができて、捕獲奨励費なんかも出ればと思って、考えたところでございます。ちょっと関連の質問でございました。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第70号鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第74号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第74号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について、4番の追加事業の中の3番に、生活環境の整備ということで、廃棄物処理施設、ごみ処理施設、廃焼却施設解体事業ということで、これは多分、合併前の佐治・用瀬のごみ処理組合で、佐治町津無に焼却炉があったんで、これの解体で、地元からもずっと要望が出とった件でございます。合併後、使わなくなっって、もう18年以上たつとるといような状況でございますけれども、ダイオキシン等があったり、まだしっかり建物がしているから、もうちょっと、もうちょっとということでしたが、ここに載るのは大変いいことだと思いますが、いつ頃、これ解体をされる予定なのか、そこについてお伺いいたします。

○山名常裕地域振興課長 委員長。

◆砂田典男委員長 山名課長。

○山名常裕地域振興課長 はい。地域振興課、山名です。担当課のほうから資料を頂いておりますので、私のほうで回答させていただきます。議員御指摘のとおり、これは佐治・用瀬の処理施設でございまして、令和5年度は、ダイオキシン類の調査をまず行われると。解体に向けた調査設計を、令和5年度に行われるということです。令和6年度から、解体工事に着手される予定だとは聞いております。

◆西尾彰仁委員 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。実は、ここの近くに私の土地もありましてっちゃなんで、関係はないんですけども、たくさん、この辺りには、前は水田とかね、梨園とか、たくさんあったんです。それで、ダイオキシンのこともあったり、長いことこうやって建ったまんまにして、囲って入れんようにはしておりますけども、大きな煙突が立つとるといような状態なので、早めに、5年に調査、ダイオキシン等含めて調査設計をして、6年度にされて、しかもこれが過疎債の充当になるという、有利な財源を使うということでございますので、地域の方のほうにも、このような情報をしっかりとお伝え願いますように意見を申し上げて、質問を終わります。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほか何かございますか。以上で、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第74号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号財産の無償譲渡及び無償貸付けについて（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第76号財産の無償譲渡及び無償貸付けについての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、質疑を終結いたします、終了します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第76号財産の無償譲渡及び無償貸付けについてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第80号鳥取市と岩美町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第80号鳥取市と岩美町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第80号鳥取市と岩美町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第81号鳥取市と若桜町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について（質

疑・討論・採決）

- ◆砂田典男委員長 次に、議案第81号鳥取市と若桜町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第81号鳥取市と若桜町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についての質疑を、失礼。

（「採決」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第82号鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について（質疑・討論・採決）

- ◆砂田典男委員長 次に、議案82号鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第82号鳥取市と智頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第83号鳥取市と八頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止について（質疑・討論・採決）

- ◆砂田典男委員長 次に、議案第83号鳥取市と八頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第83号鳥取市と八頭町との一般廃棄物の焼却等に関する事務の委託の廃止についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第87号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 次に、議案第87号専決処分事項の報告及び承認についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案87号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

それでは、執行部の皆様、お疲れさまでした。ここで退席をお願いします。ありがとうございました。

## 【その他】

意見書の提出について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 はい。それでは、その他に入ります。まず、委員会提出議案の協議に入ります。委員会で採択となった、令和5年請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願の意見書（案）を、お手元に配付しております。

意見書（案）の内容について、委員の皆様から御意見はございますか。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 はい、委員長。

◆砂田典男委員長 はい。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 はい。事務局のほうから補足をさせていただきます。最初のほうの分ですけれども、見え消しですてありますが、こちらのほうは、用字用例に基づきまして、議案形式に直したものでございます。中身のほうは変わっておりませんので、そのことを申し添えます。以上です。

◆砂田典男委員長 赤字訂正の部分ですね。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 はい。

◆砂田典男委員長 はい。この案でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 それでは、お配りしてありますとおり、委員会提出議案として提出させていただきます。

#### 陳情審査 不採択理由について（確認）

- ◆砂田典男委員長 続きまして、陳情の不採択理由の確認に入ります。委員会で不採択となりました、令和5年陳情第7号国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情について、不採択理由（案）を正副委員長でまとめたていただくよう、了承いただいていた。案を、次第に掲載しておりますので、うーんと、それでは、ちょっとこちらで言います。

令和5年陳情第7号国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出を求める陳情の不採択の理由を、インボイス制度は、税の公平な負担として、適正な課税に必要であると考えたためとさせていただきますが、皆さん、いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆砂田典男委員長 それでは、そのように決定しました。

#### 令和5年度総務企画委員会行政視察報告について

- ◆砂田典男委員長 次に、令和5年度総務企画委員会行政視察報告についてに入ります。皆様の下に、案をお配りしていると思います。御意見をお願いいたします。
- ◆西尾彰仁委員 それぞれ個別が出しとるけえ、もうこれはいいと思うけど。個別で出しとるだけえ。
- ◆砂田典男委員長 了解していただいたということで。
- ◆西尾彰仁委員 いいですよ。はい。了解しました。
- ◆砂田典男委員長 次に、視察報告の議会だよりの原稿について、お手元に配付してありますけど、御意見をお願いいたします。
- ◆西尾彰仁委員 いいですよ、いいです、これで。はい。
- ◆上杉栄一委員 了解です。
- ◆砂田典男委員長 ちょっとお待ちください。

（「はい」と呼ぶ者あり）

#### 意見書の提出について（説明・質疑）

- ◆砂田典男委員長 それでは、追加を1件お願いしたいと思います。委員会提出議案の協議に入ります。委員会で採択となった、令和5年請願第5号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出を求める請願の意見書（案）をお手元に配付しております。意見書（案）の内容について、委員の皆様から御意見はございますか。



○谷島孝子市議会事務局議事係長 委員長。

◆砂田典男委員長 はい、事務局。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 はい。事務局からの補足ですが、こちらのほうは、意見書の案がついておりませんでしたので、事務局で作成いたしました。文章自体は全くそのままです。先ほどの例と同じように、用字用例に基づきまして成文したものになっておりますので、そのことを申し添えます。以上です。

◆砂田典男委員長 この案でよろしいですか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 請願趣旨に基づいて、この文案は作られてるんだなと思って読んだんですけど、ちょっとつづくりといいますか、文章で読んだときに、言葉が足りないところがあるんじゃないか、くくだ入れようとは思わないんですけど、この文章のつながりが、もうちょっと分かりよくなれないかなと思って、別にそんなたくさん文章を足すつもりはありませんけど、ちょっとなあっていうふうに思ったりするんですけど。

ちょっと1つ言わせてもらったら、2つ目の段落のところ、女性差別撤廃条約の締約国はあって、こう遅滞なく追及することに合意しているで切れて、丸がついてるんですけど、合意しており、後の文章に続けたほうがいいのかとか、ささいなことかもしれないけど、何かね、短文を並べると感じがするんですよね。だから、ちょっとそういう手直しぐらいはできるんじゃないかなっていうふうに思いますが。

◆上杉栄一委員 委員長。

◆砂田典男委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ここで議論してもあれだから、伊藤委員が直したやつを持って行って、あるいは、ほかの人もあれば、それも出して、事務局でもう一遍、その辺りをして。

◆伊藤幾子委員 そうします。

◆砂田典男委員長 では、こちらのほうがいいだろうと思う案がありましたら、事務局のほうに提出していただきまして、後日、委員の皆様のとこに再配付するということで了解していただけますか。

◆西尾彰仁委員 はい。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 1つの例によって言われた。ほかにもあるわけだがな。趣旨が変わらんか。

◆伊藤幾子委員 趣旨は変わらない。

◆砂田典男委員長 はい。じゃあ趣旨が変わらない程度に提出をよろしくお願いします。

それでは、皆様、お疲れさまでした。

以上で、総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

（ ） お疲れさまでした。

午後1時58分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28号第1項の規定によりここに署名する。

総務企画委員長